

総 行 市 第 88 号
令和 4 年 8 月 12 日

各 都 道 府 県 知 事
各 都 道 府 県 議 会 議 長
各 指 定 都 市 市 長
各 指 定 都 市 議 会 議 長

】 殿

総 務 省 自 治 行 政 局 長
(公 印 省 略)

地方自治法施行規則の一部を改正する省令の公布について（通知）

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和 4 年法律第 44 号）が令和 4 年 5 月 20 日に公布されました。この法律により、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）の一部が改正され、認可地縁団体において、構成員全員の承諾があるとき又は決議事項について全員の合意があるときには、総会を開催せずに書面又は電磁的方法による決議を行うことが可能になります（令和 4 年 8 月 20 日施行）。

これに関し、地方自治法施行規則（昭和三十二年内務省令第 29 号。以下「規則」という。）の一部を改正し、本日、標記省令（令和 4 年総務省令第 54 号）が公布され、令和 4 年 8 月 20 日から施行されます。

なお、認可地縁団体同士の合併の規定の新設に係る法の一部改正（令和 5 年 4 月 1 日施行）に伴う規則改正については、追ってこれを行い、別途通知する予定です。

貴職におかれては、下記事項に御留意の上、その円滑な施行に向け、格別の配慮をされるとともに、各都道府県知事におかれては、貴都道府県内の指定都市を除く市町村の長及び議会の議長に対してもこの旨周知願います。

本通知は法第 245 条の 4 第 1 項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

記

第 1 地方自治法施行規則の一部改正に関する事項

- 1 改正後の法第 260 条の 19 の 2 第 1 項の規定により電磁的方法による決議をしようとするときは、あらかじめ、構成員に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならないものとしたこと。（改正後の規則第 22 条の 2 の 2 第 1 項関係）

- 2 改正後の規則第 22 条の 2 の 2 第 1 項の電磁的方法の種類及び内容は、次に掲げる事項とするものとしたこと。（改正後の規則第 22 条の 2 の 2 第 2 項関係）
- (1) 規則第 22 条の 2 第 1 項各号に規定する電磁的方法のうち、送信者が使用するもの
 - (2) ファイルへの記録の方式
- 3 改正後の規則第 22 条の 2 の 2 第 1 項の規定による承諾を得た認可地縁団体の代表者は、構成員の全部又は一部から書面又は電磁的方法により電磁的方法による決議を拒む旨の申出があったときは、改正後の法第 260 条の 19 の 2 第 1 項に規定する決議を電磁的方法によってしてはならないものとしたこと。ただし、当該申出をしたすべての構成員が再び改正後の規則第 22 条の 2 の 2 第 1 項の規定による承諾をした場合は、この限りでないものとしたこと。（改正後の規則第 22 条の 2 の 2 第 3 項関係）

第 2 その他

第 1 における 2 (1) について、規則第 22 条の 2 第 1 項各号に規定する電磁的方法に該当し得るものとしては、電子メール、ウェブサイト、アプリケーション等を利用する方法、情報をディスク等に記録して、当該ディスク等を交付する方法等があることから、認可地縁団体の代表者は、電磁的方法による決議のために用いる電磁的方法として、これらの方法のうち、いずれの方法かを示す必要があること。なお、複数の方法を示すことも可能であること。

また、第 1 における 2 (2) について、「ファイルへの記録の方式」とは、具体的には、添付ファイルを使用する場合の使用ソフトの形式やバージョン等（例：「PDF 形式であり Adobe Acrobat Reader 9.0 以上で閲覧可能」）であること。

○総務省令第五十四号

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和四年法律第四十四号）の一部の施行に伴い、及び地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条の十九の二第一項の規定に基づき、地方自治法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年八月十二日

総務大臣 寺田 稔

地方自治法施行規則の一部を改正する省令

地方自治法施行規則（昭和二十二年内務省令第二十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
(電磁的方法による決議に係る構成員の承諾) 第二十二條の二の二 認可地縁団体の代表者は、地方自治法第二百六十條の十九の二第一項の規定により電磁的方法による決議をしようとするときは、あらかじめ、構成員に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。 2 前項の電磁的方法の種類及び内容は、次に掲げる事項とする。 一 前条第一項各号に規定する電磁的方法のうち、送信者が使用するもの 二 ファイルへの記録の方式 3 第一項の規定による承諾を得た認可地縁団体の代表者は、構成員の全部又は一部から書面又は電磁的方法により電磁的方法による決議を拒む旨の申出があつたときは、地方自治法第二百六十條の十九の二第一項に規定する決議を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該申出をしたすべての構成員が再び第一項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。 第二十二條の二の三 略 申請書様式(第二十二條の二の三関係) 略	〔新設〕 第二十二條の二の二 同上 申請書様式(第二十二條の二の二関係) 同上
備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

附 則

この省令は、令和四年八月二十日から施行する。